

市の公用封筒に **広告** を掲載してみませんか

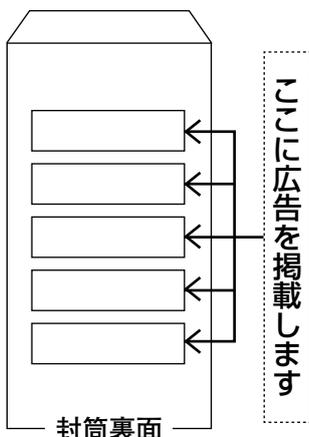
市では、地域経済の活性化、市の財源の確保等を目的に有料広告事業を実施しています。このたび、市が使用する公用封筒への有料広告を次のとおり募集します。

広告媒体 長形3号の公用封筒（主に市役所の各課から市民、関係機関等への文書送付用）

募集期間 8月31日(月)まで（必着）

広告の規格等

- ①掲載位置 封筒裏面
- ②募集枠数 5枠
- ③枠の大きさ（1枠あたり）おおむね縦30mm×横85mm
- ④刷色 単色（黒）
- ⑤広告料（1枠あたり）30,000円
- ⑥印刷枚数 30,000枚
- ⑦掲載期間 印刷後、市が使用を終えるまでの期間で10月ごろから4か月程度



申込 次の書類を郵送又は直接企画課（市役所3階）へ提出

- ①有料広告掲載申込書（企画課で配布又は市のホームページからダウンロードしたもの）
- ②広告の原稿
- ③納税証明書（申込者が市外の場合）

郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所企画課

注意事項

- ・内容によっては掲載できない場合があります。
- ・応募多数の場合は抽選となります。

※詳しくは募集要項をご覧ください。（企画課又は市のホームページから閲覧できます。）

★企画課 ☎ 251157

- ① 指定管理者が行う業務
 - ② 斎場の施設等の使用許可に関する業務
 - ③ 火葬に関する業務
 - ④ 斎場の使用に係る料金の収受に関する業務
 - ⑤ 斎場の施設等の維持管理に関する業務（売店業務は除く）
 - ⑥ 斎場の管理運営上、管理者が特に必要と認める業務
- 指定期間** 平成22年4月1日～平成25年3月31日（3年間）
- 申請の受付期間** 9月3日(木)～18日(金)（土・日曜日を除く）
- ※受付時間は、午前9時から午後4時30分までです。



◆施設の概要◆

所在地 児玉郡美里町大字木部537

番地4

設置時期 昭和57年12月

建物概要

- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・敷地面積 18,398㎡
- ・延床面積 1,511㎡
- ・施設内容 火葬炉5基、告别ホール2室、炉前ホール、霊安室、収骨室2室、待合室5室、事務室、ロビー、湯沸室、売店、式場（100人収容）、祭壇

児玉郡市広域市町村圏組合立斎場の指定管理者を募集します

募集要項等の配布期間 8月3日(月)～20日(木)

※ホームページ (<http://www.kodama-kouiki.jp/>) からダウンロードできます。（申請書等は除く）

募集要項等の配布場所及び申請書の提出先

児玉郡市広域市町村圏組合業務管理課

※申請は持参に限ります。申請書等の確認を行いますので、事前に電話連絡のうえ、お越しください。

現地説明会 8月21日(金)

※お問い合わせは左記へ

★児玉郡市広域市町村圏組合業務管理課 ☎ 22241

特定健康診査・健康診査を受けましたか？



★保険課 ☎25 1 1 6 8

みなさんの健康を守るため、本庄市国民健康保険の被保険者には特定健康診査（特定健診）を、後期高齢者医療制度の被保険者には健康診査（健診）を実施しています。自分や大切にしたいものために、必ず受診しましょう。

特定健診及び健診の対象者には、

5月下旬に受診券（中身が分からないようにはり合わせたはがき）を送りました。まだ予約が済んでいない人は、早めに保険課へお申し込みください。

特定健診対象者 昭和45年3月31日

以前に生まれた本庄市国民健康保険の被保険者（40歳以上になる人）

健診対象者 後期高齢者医療制度の被保険者

特定健診の対象のみなさんへ

特定健診を受診する人は、予防検診（人間ドック）助成金交付を利用できません。

また、次の①、②に当てはまる人はご連絡ください。

①職場で特定健診を受ける、又は受ける予定の人

※健診結果の提出にもご協力ください。

②その他の事情で特定健診を受けない人

65歳以上のみなさんへ

受診日の2〜3週間前までに特定健診・健診の申し込みをした65歳以上の人には、生活機能検査を同時に受診する人を選定する「生活機能基本チェックリスト」を送ります。

チェックリストについては、介護いきがい課（☎25 1 1 2 7）へお問い合わせください。

◆特定健診及び健診の日程◆

これから予約できる日程です。

会場	日程
中央公民館	11月16日(月)～19日(木) ※11月の日程を追加しました。
セルデイ	10月1日(木)、2日(金)、20日(火)、21日(水)

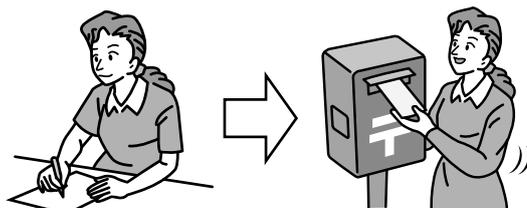
時間 午後1時～2時
料金 500円

申請はお早めに！ 定額給付金・子育て応援特別手当

申請はお早めに！

定額給付金・子育て応援特別手当を受給するには、申請が必要です。現在、申請を受け付けていますので、まだ申請が済んでいない人は、早めの申請をお願いします。

申請期限 10月13日(火)まで（当日消印有効）
※申請期限を過ぎると、受給できなくなります。



申請書に記入し

郵送してください

申請書がない!という人は…

定額給付金等の申請書は、4月に各家庭へ発送しました。申請書が届いていない人や、紛失してしまった人はご連絡ください。

!!! 定額給付金等を装う“振り込め詐欺”にご注意ください !!!



- ①市では、定額給付金等の給付に関してATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ②定額給付金等の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

◎お問い合わせ先 [定額給付金について] ★企画課定額給付金室 ☎25 7 8 5 5
[子育て応援特別手当について] ★子育て支援課 ☎25 1 1 3 0

市役所の人事異動

6月30日付 中沢 廣志

（企画財政部人権推進課副参事兼児玉隣保館長）「退職」